

特定非営利活動法人 さなぎ達 定款

第 1 章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 さなぎ達 という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を横浜市中区に置く。

第 2 章 目 的 及 び 事 業

(目的)

第3条 この法人は、路上生活者と路上生活に至るおそれのある人々の自立支援が図られるような事業を行うことにより、もって社会福祉の向上を図ることを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第2条別表のうち下記の活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る次の事業を行う。

- (1) 路上生活者と路上生活に至るおそれのある人々の自助活動への支援事業
- (2) 路上生活者と路上生活に至るおそれのある人々の社会的処遇改善に資する広報・啓発事業
- (3) 障害福祉サービス事業
- (4) その他、目的を達成するために必要な一切の事業

第 3 章 会 員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種類とし、正会員をもって法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) サポーター会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

(入会)

第7条 正会員は、この法人の趣旨に賛同し、現場での活動に定期的かつ継続的に参加できるものとする。

2 正会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申し込み書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、そのものが前項に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り入会を認めるものとする。

3 理事長は、前項のものを入会を認めない場合は、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

4 サポーター会員になろうとするものは、別に定める年会費を納入することによって会員となることができる。

(会費)

第8条 会員は、毎年、理事会の議決を経て、別に規則において定める額の年会費を納入しなければならない

い。

(資格の喪失)

第9条 正会員は、次の各号の一に該当するに至った時は、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を理事長に提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、又は正会員である団体が消滅したとき。
- (3) 会費を1年以上納入しないとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 正会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出し、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 正会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、総会において、正会員総数の3分の2以上の議決により、これを除名することができる。ただし、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 会員が納入した会費及びその他の抛出金品はその理由を問わず、これを返還しない。

第4章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5人以上15人以下
 - (2) 監事 1人
- 2 理事のうち、1人を理事長とする。
 - 3 理事は理事会において選任し、総会に報告する。
 - 4 理事長は、理事の互選により定める。
 - 5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
 - 6 監事は総会で選任する。
 - 7 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を統括する。

- 2 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事会にて速やかに理事長代行を選任しその職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5)理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期)

第15条 役員の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事は理事会において理事総数の3分の2以上の議決により、監事は総会において正会員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。但し、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1)心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。

(2)職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 役員の報酬に関しては、理事会で定めるものとする。

第5章 総会

(種別)

第19条 この法人の総会は、通常総会と臨時総会とする。

(構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 事業報告及び収支決算の承認

(2) 監事の選任及び解任

(3) 定款の変更

(4) 合併

(5) 解散

(6) 解散した場合の残余財産の処分

(7) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

(開催)

第22条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1)理事会が必要と認めたとき。

(2)正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。

(3)監事が第14条第4項第4号の規定により招集したとき。

(招集)

第23条 総会は、理事長が招集する。但し、前条第2項第3号の規定による場合は、監事が招集する。

2 理事長は、前条第2項第2号の規定による請求があった場合は、その日から30日以内に臨時総会を開かなければならない。

- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも10日前までに通知しなければならない。

(議長)

第24条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第25条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議決事項は、この定款で別に定めるもののほか、出席正会員の過半数をもって決し、可決同数のときは、議長の決するところとする。

(書面表決等)

第27条 やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、あらかじめ書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

- 2 前項の場合における前2条及び次条第1項の規定の適用については、その正会員は総会に出席したものとみなす。

- 3 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わることができない。

(議事録)

第28条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員の現在数
 - (3) 出席した正会員の数（書面表決者及び表決委任者については、その旨を明記すること。）
 - (4) 審議事項及び議決事項
 - (5) 議事の経過の概要及びその結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、その会議において出席した正会員の中から選任された議事録署名人2名以上が、議長とともに署名押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第30条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算の作成並びにその変更
- (2) 理事の選任又は解任、職務及び報酬
- (3) 会費の額
- (4) 事務局の組織及び運営
- (5) その他、運営に関する事項

(開催)

第31条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。

- (2) 理事総数の3分の1以上の理事から会議の目的を記載した書面によって招集の請求があったとき。

(招集)

第32条 理事会は理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第33条 理事会の議長は、理事長が当たる。

(議決等)

第34条 理事会の議事はこの定款で別に定めるもののほか、理事総数の過半数をもって決する。

(議事録)

第35条 議長は、理事会の議事について議事録を作成し、議長及び出席した理事のうちからその理事会において選任された議事録署名人2名が署名し、これを保存しなければならない。

第7章 評議委員会

(評議委員会)

第36条 理事長は、当法人の運営について助言を得るため、評議委員若干名を任命することができる。

- 2 理事長及び評議委員を構成員とする評議委員会を設置し、理事長が議長として、必要に応じ開催する。
- 3 評議委員の助言または評議委員会の決定は、直接当法人の運営を拘束せず、理事会の議題とされるものとする。
- 4 理事長の交代があるときは、旧理事長任命の評議委員は解任され、新理事長があらたに任命するものとする。
- 5 評議委員の活動は無償とする。

第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第37条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第38条 資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決による。

(会計の原則)

第39条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び収支予算)

第40条 この法人の事業計画及び収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、当該事業年度開始前に

理事会の議決を経なければならない。

2 当該事業年度中の事業計画及び収支予算の変更は理事会の議決による。

(長期借入金)

第41条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

(事業報告書及び収支決算)

第42条 理事長は、毎事業年度終了後遅滞なく、事業報告書、収支計算書、財産目録および貸借対照表を作成し、理事会の議決及び監事の監査を経た上で、総会の承認を得なければならない。

2 理事長は、前項の監事の監査を経た事業報告書、収支計算書、財産目録および貸借対照表に役員名簿、役員のうち前年に報酬をうけた者の名簿、社員のうち10名以上の名簿を添えて、当該事業年度終了後3か月以内に所轄庁に提出しなければならない。

(余剰金の処分)

第43条 決算において、余剰金を生じたときは、次年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第44条 この法人の事業年度は、毎年11月1日に始まり、翌年10月31日に終わる。

第9章 事務局

(設置)

第45条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3 職員の任免は、理事会の議決を経て、理事長が行う。

4 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(書類及び帳簿の備置き)

第46条 主たる事務所には、法第28条に規定される書類のほか、次に掲げる書類を常に備えておかなければならない。

(1) 会員名簿及び会員の異動に関する書類

(2) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類

第10章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第47条 この定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の議決を得なければならない。

2 定款の変更は、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第48条 この法人は、次に掲げる事由によって解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由により解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 前項第2号の事由により解散する場合は、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第49条 この法人が解散（合併または破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、総会において出席した正会員の過半数以上の議決を経て選定された特定非営利活動法人、社団法人または財団法人に帰属するものとする。

(合併)

第50条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

第 1 1 章 雑 則

(公告)

第51条 この法人の公告は官報により行う。

(細則)

第52条 この定款の実施に関して必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立時の会費は、第8条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものとする。
 - (1)正会員 年会費 5000円
 - (2)サポーター会員 年会費 一口 1000円 (一口以上)
- 3 この法人の設立当初の役員は、第13条第3項、第4項及び第6項の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとし、その任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2002年6月30日までとする。

(1)理事長 氏名 櫻井武麿

(7)理 事 氏名 鈴木 真

(2)理 事 氏名 岡田一雄

(8)理 事 氏名 岡野明子

(3)理 事 氏名 金 東亀

(9)理 事 氏名 BROWN PAULA ELLISSA
(ブラウン ポーラ エリッサ)

(4)理 事 氏名 金 玉蘭

(10)理 事 氏名 犀川和佳奈

(5)理 事 氏名 山中 修

(11)監 事 氏名 井上嘉久

(6)理 事 氏名 GOLDSTEIN DAVID HOWARD

(ゴールドスティン デービッド ハワード)

- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第40条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第44条の規定にかかわらず、成立の日から2001年3月31日までとする。

附 則

- 1 この定款は 2005年 2月 9日から施行する。
- 2 この定款の変更当初の事業年度は、第44条の規定にかかわらず2004年4月1日から2005年3月31日までとする。

附 則

この定款は、2013年 1 月 9日から施行する

附 則

この定款は、2015年 1 月 31日から施行する